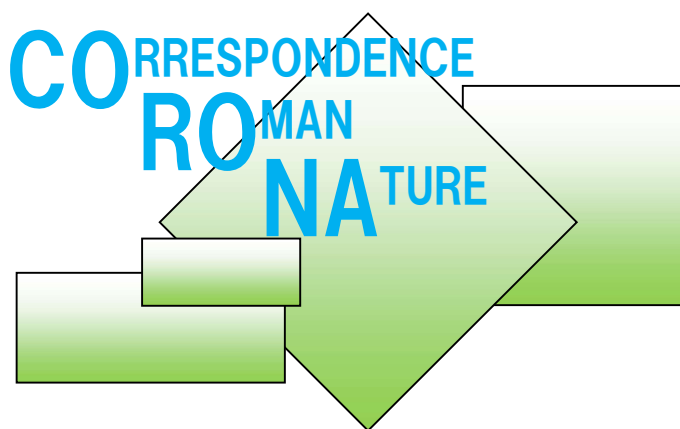




ニューコロナプラン（改訂）
埼玉県南4市まちづくり構想



平成24年3月
埼玉県南4市まちづくり協議会

はじめに

埼玉県南4市まちづくり協議会(構成：川口市、草加市、蕨市、戸田市)では、前身である埼玉県南5市まちづくり協議会を昭和58年に設立して以来、構成市が力を合わせ、共通する行政課題に取り組み、魅力ある連合都市圏域を作り上げていくことを目標に、29年にわたる共同、協調活動による事業展開を図って参りました。

平成2年には、21世紀に向けて、県南5市圏域が首都の外縁地域において、太陽の外縁「コロナゾーン」のように力強く輝く未来をイメージした「2001 コロナプラン」を策定し、このプランに基づいて、圏域の特性を十分に活かしたまちづくりを進めることを目指した様々な施策を推進してきました。

さらには、平成14年に、それまでも理念としてきた、自然と人々の営みとしての夢が交感響生するまちづくりを目指す

コロナ (CO・RO・NA)

CORRESPONDENCE (響生)

ROMAN (夢)

NATURE (自然)

を生かしつつ、我々の広域連携を、21世紀を生きる「NEW CORONA PLAN」として生まれ変わらせ、新たな埼玉県南5市まちづくり構想を策定いたしました。

NEW CORONA PLANに基づき進めた各種事業により、圏域の連携はさらに強まり、平成23年10月には、構成市である川口市と鳩ヶ谷市の合併により、協議会名称を「埼玉県南4市まちづくり協議会」に改めました。

この度、計画策定から10年が経ち、ニューコロナ・アクションプランが終了年度を迎えたことから、当協議会では、計画の一部改訂を行うことといたしました。

今後もこのNEW CORONA PLANに基づいてまちづくりを進め、構成市が一層の連携を強めながら、一体感と魅力に満ちた4市として、更なる発展を目指して努力してまいりたいと存じますので、圏域住民の皆様のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成24年3月

埼玉県南4市まちづくり協議会

会長 川口市長 岡村幸四郎

草加市長 田中 和明

蕨市長 頼高 英雄

戸田市長 神保 国男

NEW CORONA PLAN

一歩先を行く都市圏の創造をめざして

目次

序論

- 1 プラン策定の趣旨 2
 - (1) これまでの経過
 - (2) ニューコロナプラン策定の経緯
 - (3) ニューコロナプラン改訂の目的
- 2 圏域の地域特性 4
 - (1) 圏域の位置
 - (2) 人口の特性
 - (3) 主要都市との比較から見た都市機能の特性
 - (4) 各市の概況
- 3 圏域のまちづくりの課題 22
 - (1) 圏域の特色である産業機能の向上
 - (2) 地域を活性化する交流機能の充実
 - (3) 安全性、快適性の向上と環境との調和
 - (4) 安心して暮らせる生活の場づくり
 - (5) 成熟した市民意識に応える主体的まちづくり活動の支援
 - (6) 連携強化を可能とする広域行政体制の構築

本論

- 第1章 圏域の将来像と基本目標 28
- 第2章 広域連携の基本方向 29
 - 1 主体的な市民活動を支える
 - 2 安心して、安全・快適な生活都市圏を創る

- 3 新しい都市機能を高める
- 4 広域連携・協力体制を充実する

第3章 ニューコロナ・アクションプラン 33

- 1 基本的な考え方
- 2 施策体系
- 3 施策展開
 - (1) 主体的な市民活動を支える 35
 - 1) 生活の質の向上
 - 2) 市民の活動環境の向上
 - (2) 安心で、安全・快適な生活都市圏を創る 38
 - 1) 生涯にわたる安心
 - 2) 暮らしの安全
 - 3) よりよい環境の継承
 - (3) 新しい都市機能を高める 42
 - 1) 都市魅力の向上
 - 2) 多様な交流を支える交通体系の充実
 - (4) 広域連携・協力体制を充実する 44
 - 1) 情報ネットワークの整備
 - 2) 公共施設等の広域利用体制の整備
 - 3) 連携・協力体制の充実

資 料

- 1 埼玉県南4市まちづくり協議会規約
- 2 埼玉県南4市まちづくり協議会規程及び要綱
- 3 埼玉県南4市まちづくり協議会組織図
- 4 埼玉県南4市まちづくり協議会の歩み

序論

1 プラン策定の趣旨

(1) これまでの経過

埼玉県南4市まちづくり協議会の前身である、埼玉県南5市まちづくり協議会は、昭和58(1983)年に設立されました。当時、東京一極集中からの脱却と自立的な都市圏形成をめざした「さいたま YOU And I プラン」が、旧浦和・大宮・与野市および上尾市、伊奈町を一つの圏域とする構想として埼玉県により打ち出され、その4市1町と東京にはさまれた、本圏域の相対的な活力の低下を懸念して設立に至りました。

昭和60(1985)年、協議会は「輝くガーデンシティの創造」を目標に掲げる「埼玉県南5市基本構想」を策定し、続いて、この構想に基づく「埼玉県南5市まちづくり構想基本計画」(昭和61(1986)年)をまとめました。

これらの計画では、水辺と緑に恵まれ、産業集積の高い本圏域のポテンシャルを最大限に発揮させ、首都圏の外縁地域でもっとも力強く輝く「コロナゾーン」へと転換していくことを目指しました。

平成2(1990)年には、それまでの計画理念を継承する新基本計画・2001 コロナプランを策定し、都市基盤整備や拠点的な施設整備を中心とするハード19事業、主要な行政分野ごとの連携の仕組みづくりや一体感醸成のためのイベント等からなるソフト16事業を掲げ、各市の努力や国、県をはじめ関係機関との連携による、彩湖・道満グリーンパーク、埼玉高速鉄道、SKIPシティ等のハード事業や、構成市の連携による、図書館相互利用、共同物産展、スポーツ交歓大会、避難場所相互利用協定等のソフト事業を実現し、圏域住民の利便性向上に着実な成果をあげてきました。

(2) ニューコロナプラン策定の経緯

2001 コロナプランの策定から10年、本圏域では、東京に隣接した交通利便性の高さを背景に、住宅都市化が一層進行し、質の高い生活の場づくりについての市民の関心が強まり、活発化する市民活動への対応や、子育てや高齢者介護の支援、情報技術を駆使したさまざまな住民サービスの提供、リサイクル体制の充実などの行政課題が顕在化してきました。特に、地球環境問題や大規模な災害についての対策などの、市域を超えていかねばならない課題への対応が迫られるなか、これらの広域的な課題に対し、構成市が連携、協調して施策・事業を、的確かつ効率的に対応し推進することが一層求められるようになりました。

また、圏域を取り巻く情勢では、政令指定都市さいたま市が誕生したことや、引き続き東京への過度の依存という状況のなかで、本圏域の特性を生かした力強い圏域づくりという目標は、一層、重要性を増し、今後、本圏域が従来にも増して生活都市としての魅力を

高め、同時に、単なるベッドタウンではない独自の役割を担う圏域として発展していくためには、構成市にある多様な資源を活用しながら、従来とは異なる都市としての機能の集積や都市圏のイメージを高めることも必要となりました。

このような状況に対応するため、平成 14(2002)年に、それまでのコロナプランの理念を継承しつつ、構成市の連携、協調の具体的な指針とするため、施策・事業については本協議会が主体的に調整、推進を図ることが可能なものを掲げた、新たな埼玉県南5市まちづくり構想として「NEW CORONA PLAN」を定めました。この新計画では、本圏域がめざす将来の望ましい姿と基本目標を定め、その実現のための諸施策の基本方向と大綱を示したうえで、基本方向に基づき構成市が連携、協力して進める具体的方策を「ニューコロナ・アクションプラン」として掲げました。

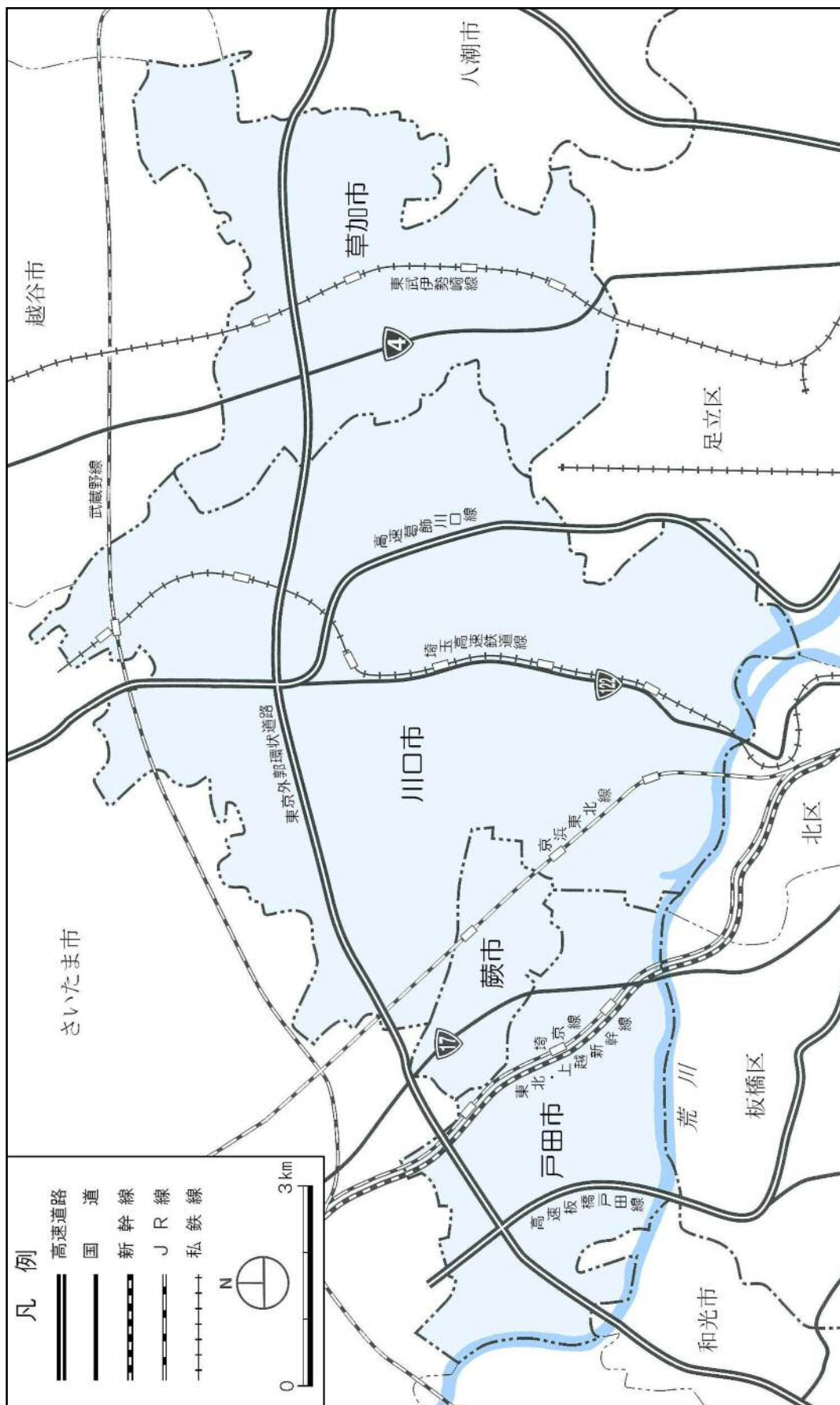
(3) ニューコロナプラン改訂の目的

ニューコロナ・アクションプランの計画期間が終わる今、景気回復へ足踏みを続ける社会経済情勢のなか、各市が財源と責任を分担しながら事業を推進することの難しさもあり、計画策定時に抱えていた課題の全てを解決し、その目的を達成したとは言い難い状況にあります。

このように、今後もこの圏域における実効性ある広域行政を進める上で考えていかなければならない課題が残されていることから、協議会では引き続きニューコロナプランに基づいたまちづくりを進めることといたしました。しかしながら、今回、社会情勢の変化に応じ一部見直しを行うこととしました。

今回改訂した計画の計画期間は、平成 24(2012)年度～平成 33(2021)年度の 10 年間とし、社会情勢の変化に応じて、適宜見直しを行うこととします。

図表2 主要交通体系



(2) 人口の特性

現在の圏域の人口は約 100 万人、埼玉県全体の約 14%弱を占める。

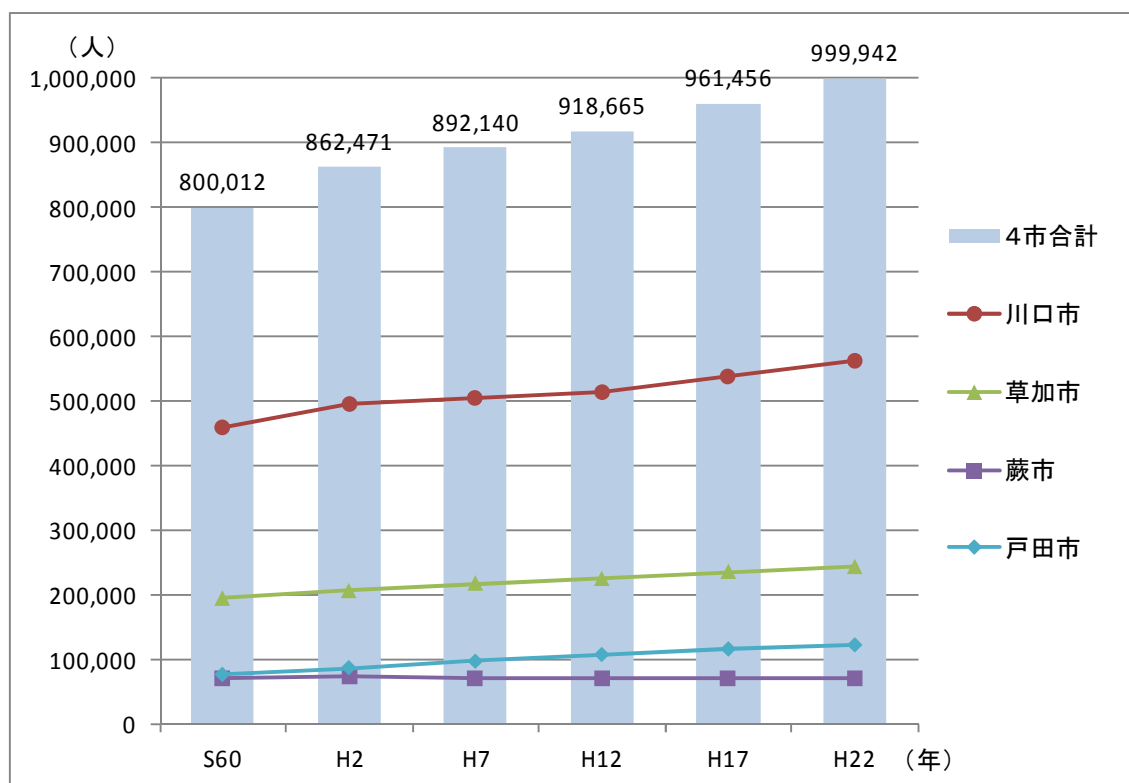
本圏域の人口は、高度経済成長に伴う人口の東京集中のなかでの郊外化(1960 年代～1970 年代)、埼京線開通による人口急増(1980 年代後半～)を経て、埼玉高速鉄道や日暮里舎人ライナーの開通や、宅地のマンション化により、現在はおよそ 100 万人、埼玉県全体に占める割合は約 14%弱となっています。

この 25 年、人口は増加基調にあり、平成 17(2005)年～平成 22(2010)年までの 5 年間の人口増加率(国勢調査による)は 4.0%で、全国の 0.2%、埼玉県全体の 2.0%に比べ、さいたま市(3.9%)と同様に高い伸びを示しています。

市ごとに見ると、埼京線の開通以来人口増加傾向にある戸田市で 5.5%、埼玉高速鉄道沿線の開発や鋳物工場跡地のマンション化が進む川口市では 4.3%、東武線沿線の開発が進む草加市で 3.2%となっており、早くに市街化が進んだことから一時期人口が減少していた蕨市においても 2.1%と増加に転じています。

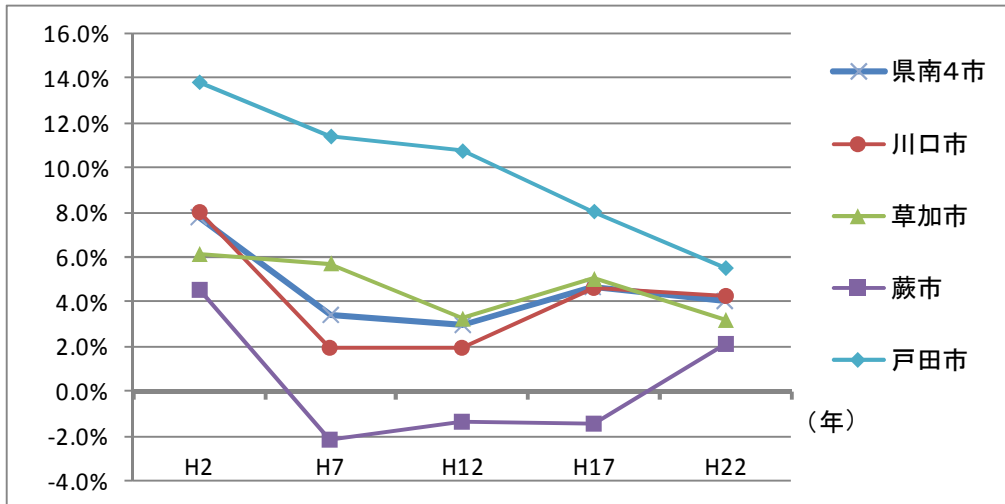
全国的には人口減少社会と言われるなかにあっても、東京への一極集中はより強くなり今後も続く予想されることから、東京へのアクセスに有利である本圏域では、長期的に人口減少を迎えるものの、当面は緩やかな人口増加が続くと予想されます。

図表3 人口の推移



※県南4市および川口市のデータには旧鳩ヶ谷市のデータを含みます。

図表4 人口増加率の推移



※県南4市および川口市のデータには旧鳩ヶ谷市のデータを含みます。

世帯数は5年間で約8.3%増加

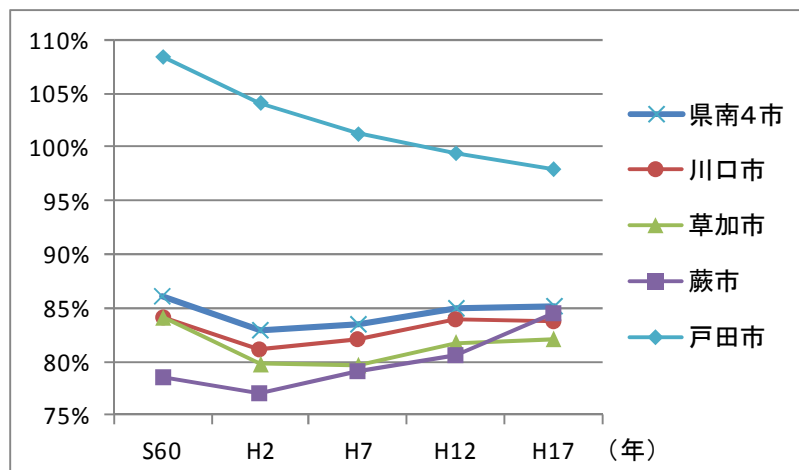
単身世帯、核家族世帯が増加しているため、圏域の世帯数は人口増加率を上回る勢いで増加しており、平成17(2005)年～平成22(2010)年までの5年間の世帯増加率(国勢調査による)は8.3%となっています。

昼夜間人口比は85.2

圏域の昼夜間人口比(常住人口100人当たりの昼間人口)は85.2(平成17(2005)年)となっており、昭和60(1985)年からは0.8ポイントとわずかに低下しているものの、平成2(1990)年から2.3ポイント上昇しており、住宅都市化の進行が進む一方で、少子高齢化による退職者人口比率の増加が進んでいることを示しています。

このようななかで、戸田市の昼夜間人口比は年々低下しているものの依然として97.9(平成17(2005)年)と突出しています。

図表5 昼夜間人口比の推移



※県南4市および川口市のデータには旧鳩ヶ谷市のデータを含みます。

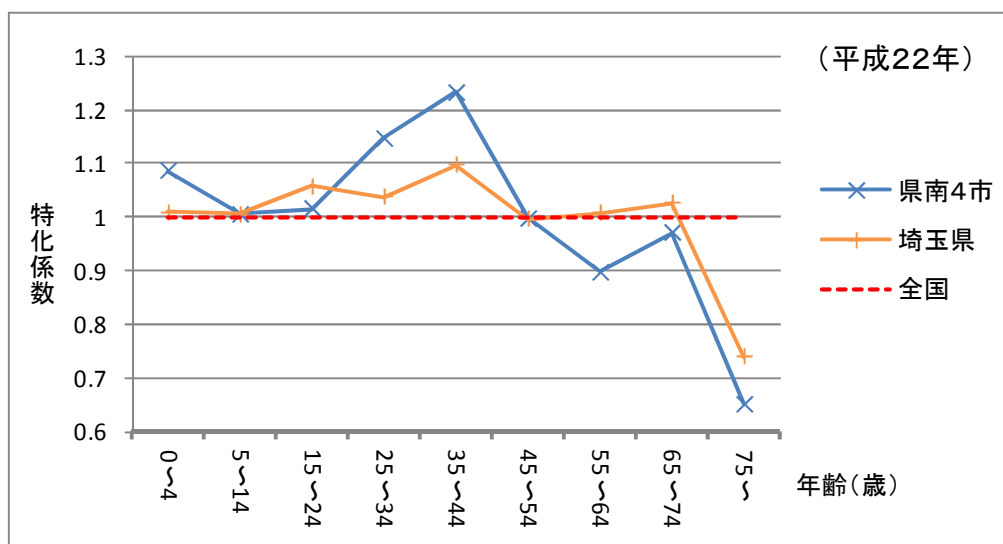
子育て世代が多く転入し、その占める割合が高い年齢構成。

人口の年齢構成を見ると、全国や埼玉県の前年齢別構成と比較して圏域では 25～34 歳、35～44 歳および 0～4 歳の層が占める割合が高いという特徴を持っています。

具体的には、25～34 歳の人口構成比(平成 22(2010)年国勢調査)は全国 12.3%、埼玉県 12.8%に対し、圏域は 14.1%、35～44 歳は全国 14.6%、埼玉県 16.0%に対し、圏域は 18.0%と高くなっており、合計特殊出生率*(平成 22(2010)年)は戸田市で 1.60、川口市で 1.43(旧鳩ヶ谷市を除く)(いずれも埼玉県保健医療部による公表値)となっており、全国(1.39)や都市部(たとえば、東京 23 区 1.08、横浜市 1.31、千葉市 1.35 など)(いずれも人口動態統計)と比較して高いものとなっています。

この結果、0～4 歳の人口構成比は 4.5%で、全国(4.2%)や埼玉県(4.2%)よりも高くなっています。

図表 6 年齢構造の特徴



※県南4市のデータには旧鳩ヶ谷市のデータを含みます。

特化係数とは、ある事柄について、ある地域の構成が全体と比較してどの程度隔たっているかを知るために使う係数。上表の場合、次の式によって与えられる。

例：県南4市の 25～34 歳の特化係数

$$= \text{県南4市の 25～34 歳の人口構成比} / \text{全国の 25～34 歳の人口構成比}$$

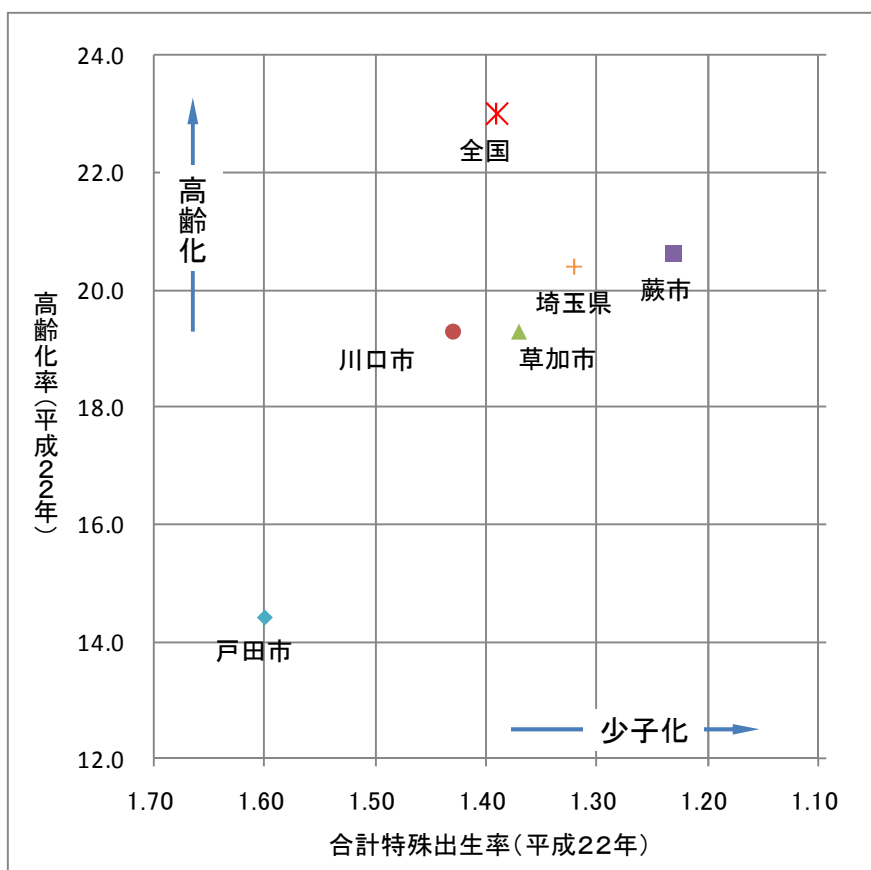
*合計特殊出生率：15～49 歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1 人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に子供を産むとした場合の平均子ども数

圏域全体としての少子高齢化は全国に比べるとやや緩やかな動き。

一方、65歳以上人口比率は、昭和60(1985)年の6.2%から平成22(2010)年の18.8%と着実に高まっているものの、全国(23.0%)、埼玉県(20.3%)よりも歩みは遅く、圏域全体としての少子高齢化は、全国的なレベルに照らせばやや緩やかな動きとして見られます。

また、少子高齢化の状況を市ごとに見ると、人口の社会増加が急激で若い世代が多く合計特殊出生率の高い戸田市、人口はやや増加しているものの高齢化率が高く合計特殊出生率の低い蕨市となっています。川口市及び草加市はその中間といえますが、やや高齢化が進んできています。

図表7 少子高齢化の状況



※高齢化率の川口市のデータには旧鳩ヶ谷市のデータを含みます。
合計特殊出生率の川口市のデータには旧鳩ヶ谷市のデータは含みません。

図表8 主要都市との指標比較(基礎指標)

	面積(km ²)	国勢調査(平成22年)				国勢調査 (平成17年)
		人口密度 (人/km ²)	人口(人)	増減率(%) (H17/H22)	高齢化率 (%)	昼夜間 人口比 (%)
埼玉県	3798.13	1,894	7,194,556	2.0	20.4	87.5
県南4市計	112.66	8,876	999,942	4.0	18.8	85.2
川口市	61.97	9,061	561,506	4.3	19.3	83.8
草加市	27.42	8,893	243,855	3.2	19.3	82.1
蕨市	5.10	14,020	71,502	2.1	20.6	84.5
戸田市	18.17	6,774	123,079	5.5	14.4	97.9
さいたま市	217.49	5,621	1,222,434	3.9	19.2	91.9
千葉市	272.08	3,535	961,749	4.0	21.4	97.2
世田谷区	58.08	15,102	877,138	4.3	18.3	89.7
北区	20.59	16,296	335,544	1.6	24.0	93.0
板橋区	32.17	16,656	535,824	2.4	21.3	89.9
足立区	53.20	12,846	683,426	9.4	22.2	86.6
横浜市	437.38	8,434	3,688,773	3.0	20.1	90.4
川崎市	142.70	9,990	1,425,512	7.4	16.8	87.1

※県南4市および川口市のデータには旧鳩ヶ谷市のデータを含みます。

比較対象都市：圏域に隣接するさいたま市および東京圏の政令指定都市(3市)、東京都区部のうち圏域に隣接する北区、板橋区、足立区、人口規模が特別区のなかで最も近い世田谷区を比較の対象とした。

(3) 主要都市との比較から見た都市機能の特性

①産業

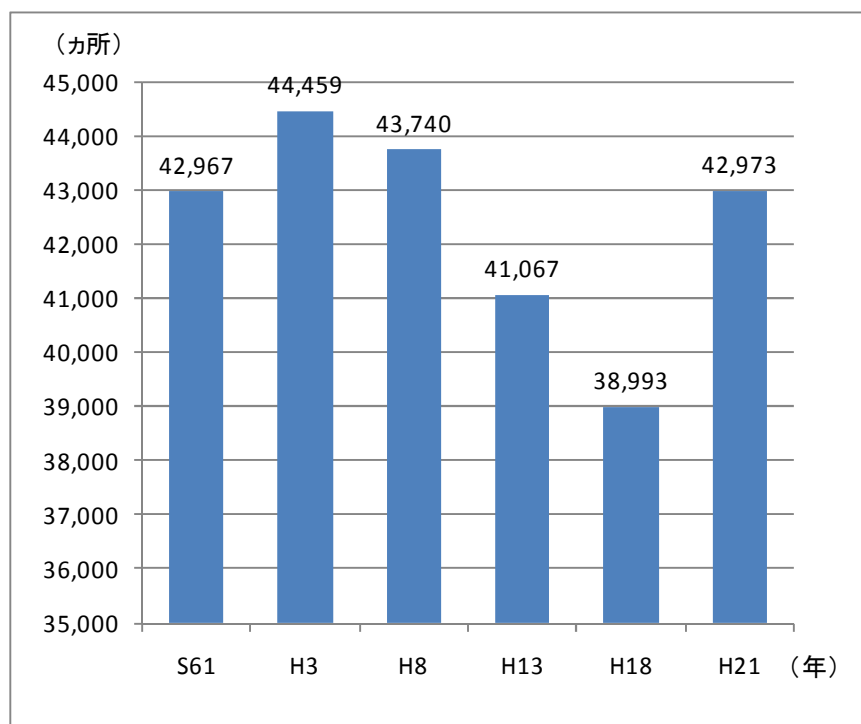
圏域の事業所数は県全体の約 16%を占める。事業所数ではさいたま市、川崎市に迫る規模となっているが、就業者数は両市よりも少ない。

県内でも有数の製造業集積のある川口市をはじめ、圏域には、事業所が数多く立地しており、圏域全体の民営事業所総数(平成 21(2009)年)は 42,973 か所、事業所従業者数は 357,374 人となっています。

事業所数は、平成 3(1991)年の 44,459 か所をピークに減少傾向が続きましたが、近年は回復局面が見られていました。しかし、平成 20(2008)年以降の世界同時不況の影響により、現在は再度厳しい状況に転じていることが推定されます。

また、事業所数ではさいたま市(人口約 122.2 万人)や、川崎市(人口約 142.6 万人)に迫る規模となっていますが、圏域には小規模な事業所が多いため、従業者数は、両市と比べ、約 7 割程度の値に止まっています。

図表9 民営事業所総数の推移(県南4市)



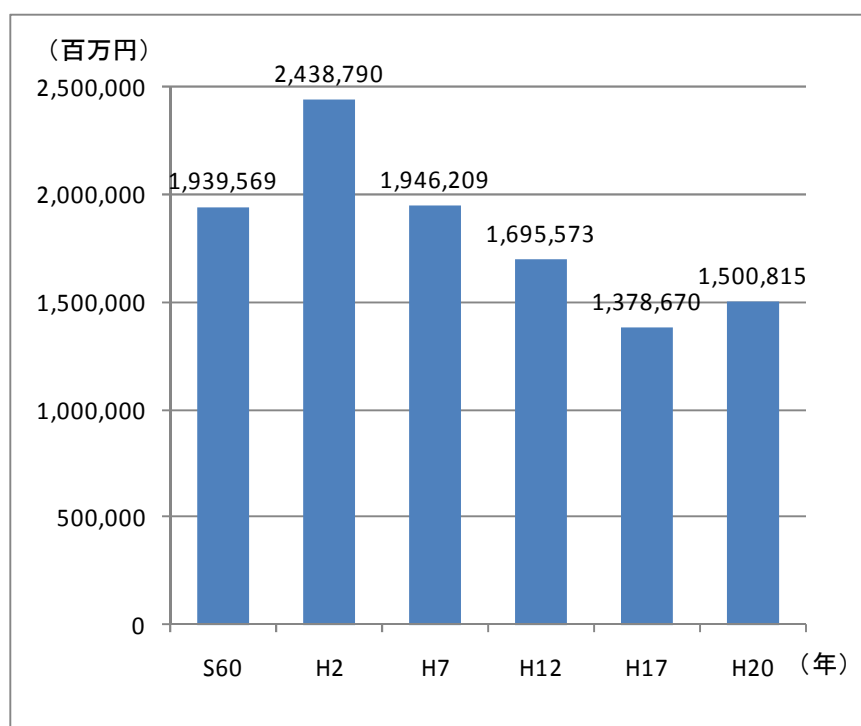
※データには旧鳩ヶ谷市のデータを含みます。

製造品出荷額等は県全体の約 10%で、さいたま市の約 1.5 倍の規模。

圏域を特徴づける製造業の状況(平成 20(2008)年)を見ると、製造品出荷額等は 1 兆 5,008 億円、工場数 3,526 か所、工場従業者数 60,952 人で、県全体の工場数の約 23%、出荷額等の約 10%を占めており、さいたま市の出荷額等(約 9,132 億円)の 1.5 倍以上の規模となっています。

圏域の製造品出荷額等は平成 2(1990)年の 2 兆 4,387 億円をピークに減少が続きましたが、平成 20(2008)年の時点では回復局面が見られています。

図表 10 製造品出荷額(100 万円)の推移(県南4市)



※データには旧鳩ヶ谷市のデータを含みます。

工場数では横浜市を上回る。しかし、従業者一人当たり出荷額では大都市との格差が大きい。

他の大都市と比較してみると、工場数は 3,526 か所(平成 20(2008)年)で横浜市(3,513 か所)を上回る数となっていますが、従業者 1 人当たり出荷額は圏域 24,623 千円に対して、横浜市(34,905 千円)、川崎市(81,369 千円)、千葉市(59,258 千円)などと格差が大きく、地場資本による中小、零細企業が数多く集積する圏域の特性が示されています。

図表11 主要都市との指標比較(事務所・製造業)

	経済センサス(平成21年)		工業統計(平成20年)			
	民営事業所数(所)	民営事業所従業者数(人)	工場数(所)	工場従業者数(人)	製造品出荷額等(100万円)	従業員1人あたり出荷額(千円)
埼玉県	275,063	2,593,162	15,515	432,274	14,657,670	33,908
県南4市計	42,973	357,374	3,526	60,952	1,500,815	24,623
川口市	25,167	195,725	2,159	30,291	629,334	20,776
草加市	8,665	73,621	582	13,879	432,968	31,196
蕨市	3,155	25,157	105	3,709	166,683	44,940
戸田市	5,986	62,871	680	13,073	271,830	20,793
さいたま市	46,385	500,855	1,305	31,390	913,172	29,091
千葉市	32,478	392,002	571	22,887	1,356,228	59,258
世田谷区	33,443	240,436	243	2,978	50,482	16,952
北区	15,816	131,462	489	9,348	273,426	29,250
板橋区	22,508	202,067	1,074	23,633	660,172	27,934
足立区	30,550	227,996	1,394	18,035	341,734	18,948
横浜市	135,149	1,468,395	3,513	111,826	3,903,311	34,905
川崎市	47,337	517,728	1,753	56,668	4,611,044	81,369

※県南4市および川口市のデータには旧鳩ヶ谷市のデータを含みます。

比較対象都市：圏域に隣接するさいたま市および東京圏の政令指定都市(3市)、東京都区部のうち圏域に隣接する北区、板橋区、足立区、人口規模が特別区のなかで最も近い世田谷区を比較の対象とした。

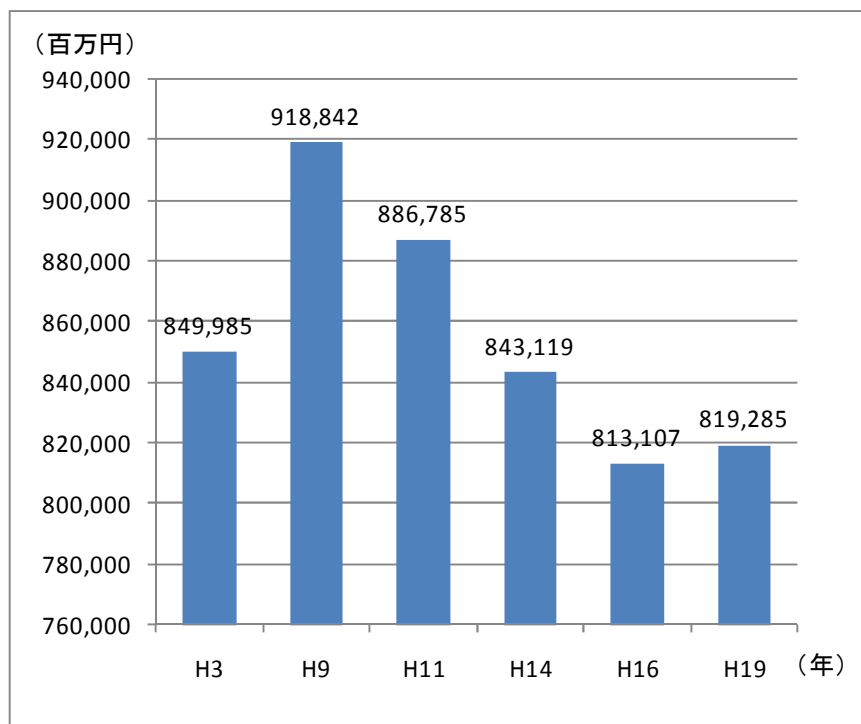
小売業年間商品販売額は減少傾向にあり、消費行動は都心の影響を強く受けている。

圏域の小売業年間商品販売額(平成 19(2007)年)は 8,192 億円で、平成 9(1997)年の 9,188 億円をピークに減少傾向にありましたが、平成 19(2007)年の時点では、やや持ち直している状況が見られます。

また、平成 19(2007)年における、人口 1 人当たり小売業年間商品販売額は、約 842 千円となっており、これは、千葉市、さいたま市、横浜市と比較すると低く、東京都の世田谷区や川崎市とほぼ同程度であり、隣接する東京都の北区、板橋区の 2 区を上回る額となっています。しかし、人口 1 人当たり小売業年間商品販売額の全国値は約 1,055 千円であり、圏域や埼玉県はいずれもこれを下回っています。

このことから、本圏域では、都心へのアクセスの良さから東京圏に消費者が流れやすくなっていることが分かります。

図表 1 2 小売業年間商品販売額(100 万円)の推移



※県南4市および川口市のデータには旧鳩ヶ谷市のデータを含みます。

圏域には大型店舗が多い。

圏域における大規模小売店舗数は 146 店舗あり、これは、世田谷区、北区、板橋区、足立区の店舗数を大幅に上回っています。さらに、政令指定都市である千葉市や川崎市の店舗数を上回っていることから、圏域では大型店舗が多いという特徴があります。

図表13 主要都市との指標比較（商業）

	商業統計(平成19年)					大規模小売 店舗数(店) (平成19年)
	卸売業	小売業				
	卸売業年間 商品販売額 (100万円)	小売業年間 商品販売額 (100万円)	人口1人あ たり販売額 (千円)	小売業売り 場面積(m ²)	売り場面積1 m ² あたり販 売額(千円)	
全国	413,531,671	134,705,448	1,055	149,664,906	900	17,597
埼玉県	8,816,010	6,337,840	894.5	6,928,355	915	963
県南4市計	1,125,316	819,285	841.9	894,728	916	146
川口市	588,367	440,337	802.7	478,678	920	78
草加市	205,344	190,503	804.3	213,202	894	37
蕨市	56,846	71,241	1013.4	75,489	944	11
戸田市	274,759	117,204	997.4	127,359	920	20
さいたま市	3,473,202	1,260,944	1063.7	1,178,523	1,070	164
千葉市	2,600,386	1,120,709	1202.6	976,990	1,147	142
世田谷区	833,824	736,143	860.4	430,693	1,709	37
北区	739,630	237,078	718.4	208,395	1,138	16
板橋区	999,513	410,929	780.2	351,624	1,169	38
足立区	1,280,519	599,776	938.8	504,458	1,189	44
横浜市	6,068,839	3,719,410	1030.6	2,881,304	1,291	329
川崎市	2,474,770	1,165,892	860.5	914,544	1,275	115

※県南4市および川口市のデータには旧鳩ヶ谷市のデータを含みます。

比較対象都市：圏域に隣接するさいたま市および東京圏の政令指定都市(3市)、東京都区部のうち圏域に隣接する北区、板橋区、足立区、人口規模が特別区のなかで最も近い世田谷区を比較の対象とした。

②生活環境

住まいや生活環境に関する指標には、都心と郊外の間での性質がみられる。

公共下水道普及率(平成 22(2010)年)は埼玉県普及率約 77%に対し、県南4市全体では約 86%となっており、県内でも充実した地域であることがうかがえます。しかし、特別区や横浜市、川崎市ではほぼ 100%となっており、本圏域と東京や政令指定都市との整備水準の格差が見られます。

持ち家率(平成 20(2008)年)は、埼玉県の約 65%に対し、圏域全体では約 55%と低くなっているものの、50%を割る特別区および川崎市と比較すると高い割合となっています。

また、1戸あたり床面積(平成 20(2008)年)の圏域各市の状況は 60㎡台から 70㎡台であり、おおむね特別区よりも広いものの、千葉市や横浜市を下回っています。

人口1人あたり都市公園面積(平成 22(2010)年)は、戸田市で約 10.8㎡と際立って高いものの圏域全体では約 3.7㎡で、いずれの諸都市と比較しても低い値となっています。

医療については、近隣の都市の水準と差がみられる。

人口1万人あたり病床数(平成 20(2008)年)は約 63床、人口1,000人あたり医師数(平成 20(2008)年)は約 1.2人となっており、比較した都市のなかでも最も低い水準となっています。

図表14 主要都市との指標比較（生活環境）

	公共下水道普及率(%) (平成22年)	人口1人あたり都市公園面積(m ²) (平成22年)	住宅		医療	
			持ち家率(%) (平成20年)	1戸あたり床面積(m ²) (平成20年)	人口1万人あたり病床数(床) (平成20年)	人口1000人あたり医師数(人) (平成20年)
埼玉県	76.7	6.46	65.3	86.63	94.2	1.46
県南4市計	85.8	3.66	55.2	71.60	63.3	1.19
川口市	82.5	3.14	58.1	73.36	67.9	1.25
草加市	90.7	1.78	55.8	73.09	34.4	0.85
蕨市	95.1	1.90	50.5	67.06	37.4	1.02
戸田市	85.8	10.76	43.5	63.35	114.7	1.64
さいたま市	87.9	5.16	59.9	81.97	71.7	1.57
千葉市	97.2	8.91	60.9	81.70	101.6	2.52
世田谷区	100.0	2.77	39.8	61.72	76.0	2.08
北区	100.0	2.71	41.2	58.24	63.2	1.49
板橋区	100.0	3.51	40.3	55.41	185.0	3.92
足立区	99.0	4.54	47.0	64.43	93.9	1.24
横浜市	99.8	4.73	57.6	74.32	79.7	2.23
川崎市	99.3	3.67	44.0	62.78	76.7	2.30

※県南4市および川口市のデータには旧鳩ヶ谷市のデータを含みます。

比較対象都市：圏域に隣接するさいたま市および東京圏の政令指定都市(3市)、東京都区部のうち圏域に隣接する北区、板橋区、足立区、人口規模が特別区のなかで最も近い世田谷区を比較の対象とした。

(4) 各市の概況

①川口市



昭和 8(1933)年に川口町と横曽根、青木、南平柳 3村が合併して市制を施行、昭和 15(1940)年に鳩ヶ谷町と新郷、芝、神根の 3村を合併(編入)しましたが、昭和 25(1950)年に鳩ヶ谷町は分離、昭和 31(1956)年に安行村、昭和 35(1960)年および昭和 37(1962)年に美園村をそれぞれ合併・編入、平成 23(2011)年に鳩ヶ谷市を合併(編入)して現在の市域となりました。

江戸時代には日光御成道の川口宿、鳩ヶ谷宿として栄えた歴史があり、特に鳩ヶ谷宿は物産の集積地として大きな賑わいをみせました。また、荒川の良質な粘土や砂と水運、大消費地江戸との近接性から鋳物業が発展し、第 1 次世界大戦の勃発(大正 3(1914)年)によって、機械鋳物の生産が飛躍的に増大したことを契機に、埼玉県でも有数の工業都市となりました。しかし、1960 年代から工場の転出と跡地の住宅化が進み、さらに、昭和 48(1973)年のオイル・ショックを契機に鋳物工場は減少しています。

また、明暦 3(1657)年の大火後の江戸に植木、草木を供給したことから、安行を中心とする全国レベルでも有名な植木産業が発展しました。

平成 13(2001)年には市域の中央を埼玉高速鉄道線が開通し、交通利便性が向上し、さらに、さいたま新産業拠点 SKIP シティ、川口駅前のキュポ・ラ内の中央図書館及び映像・情報メディアセンター、リボンシティ内のアトリアが完成するなど「新産業文化都市」への取り組みが進められています。



川口駅東口 キュポ・ラ

②草加市



日光街道の第二の宿場町であり、松尾芭蕉が「おくのほそ道」の旅でその足跡を残した草加宿を中心に発展しました。昭和 30(1955)年、草加町と谷塚町、新田村が合併し新生草加町が成立、その後、川柳村・八条村・安行村の各一部を編入し、昭和 33(1958)年、市制を施行しました。

中川流域の沖積低地にあることから肥よくな穀倉地帯でもあり、そのため、草加せんべいは我が国を代表する米菓として全国で知られています。また、古くからの浴衣染めや昭和初期に東京から移ってきた皮革工業なども有名です。

1960 年代の草加松原団地の整備、地下鉄日比谷線(現東京メトロ日比谷線)と東武伊勢崎線の相互乗り入れを契機に急速に住宅地開発が進み人口も急増、現在は総人口で 24 万人を超えています。

「快適都市」の実現を目指し、日本の道 100 選に選ばれた草加松原や綾瀬川など緑と水辺の空間を活かしたまちづくり、宿場町としての歴史や文化を活かしたまちづくりをはじめ、ゆとりとにぎわいのある新しい都市の生活空間の形成を進めています。



札場河岸公園 松尾芭蕉像

③ 蕨市



明治 22(1889)年に蕨宿と塚越村が合併して蕨町が誕生し、その後、昭和 34(1959)年に市政を施行しました。

江戸時代には中山道第二の宿場町として、街道でも五指に入る賑わいを見せ、近郊農村の物資の集散地としても栄えました。江戸時代後期に綿織物の「双子縞」が開発され、昭和初期まで織物の町としても発展しました。現在、織物業は姿を消しましたが、毎年夏に開催される「機(はた)まつり」の名に当時のなごりが残されています。

1960年代には、優れた交通利便性を背景に、東京のベッドタウンとして急激に人口が増加しましたが、昭和 47(1972)年をピークに減少に転じ、緩やかな減少傾向で推移してきました。近年では再び増加傾向に転じており、現在も日本一人口密度が高い都市となっています。市域が狭く、極めて稠密であるため、すみずみまで行政サービスが届きやすく、道路や下水道、各種公共施設など基本的な都市施設はほぼ充足しているという特徴があります。

また、1960年代後半から、コミュニティ活動への取り組みが先駆的に行われてきており、昭和 49(1974)年には「コミュニティづくり推進条例」を、昭和 63(1988)年には「まちづくり条例」を制定するなど市民と行政が一体となったまちづくりを長年展開してきました。こうして培われた「地域力」に基づいた市民参画・協働のまちづくりを現在も積極的に推進しています。



機まつり

④戸田市



東京都と埼玉県の境を流れる荒川の自然に恵まれ、江戸時代には、農地も多く占めるなか、荒川河川敷周辺は中山道の渡船場としても栄えたまちです。昭和 32(1957)年、戸田町と美笹村が合併して現在の市域となり、昭和 41(1966)年に市制を施行しました。

現在でも、市内には国道 17 号(中山道)、新大宮バイパス、首都高速5号線、東京外かく環状道路が縦横に走り、JR埼京線が南北に走る首都圏の交通の重要な位置を占めています。昭和 60(1985)年、埼京線の 3 駅が整備されたことを契機に人口が急増し、平均年齢が 39.2 歳(平成 23 年 1 月 1 日現在)と県内で一番若く活気あふれるまちです。

平成 21(2009)年には県内で初の「環境みらい都市」の認定を受け、リサイクルフラワーセンターでの生ゴミ専用バケツによる生ゴミ堆肥化と花苗の交換等の緑化活動や戸田ヶ原自然再生事業等を実施しています。このように、本市の持つ豊かな水と緑の資源を有効に活用し、都市内における自然的環境の創造と、人と自然との共生や自然に負荷の少ない都市づくりを目指しています。



彩湖・道満グリーンパーク

3 圏域のまちづくりの課題

(1) 圏域の特色である産業機能の向上

本圏域は、特色ある中小企業が集積し、多種多様な企業が地域に根ざしながら活動する産業の都市として役割を發揮してきました。巨大で寡占的な企業によらない、地場資本による事業者が独自の技術力と企業間の連携を育み、地の利を生かして集積を支えてきたという点が特色である反面、長引く景気の低迷により消費の低迷が生じているなか、都市化の進展による周辺住民への配慮や労働力の確保、さらには後継者不足等について課題となっています。

企業の経営環境は厳しさを増していますが、これまで本圏域を支えてきた「ものづくり」の伝統を継承して、地場産業の維持・発展を図るとともに、新たな産業の創出が地域経済の振興にとって重要です。

本圏域には、地場資本による独自の技術を有する事業者が起業し、成長する土壌があります。新しい産業の展望を拓くには、これまでの産業上の蓄積を生かしつつ、起業と成長の土壌をより豊かにし、圏域の内部から新たな産業の芽を育てていくことが求められます。

また、地域の商店は、まちに賑わいをもたらし、地域社会や高齢社会における身近な生活拠点として重要な役割を果たすことが期待され、地域に根ざした賑やかな商店街の形成は、新たなコミュニティの拠点として、圏域住民はもとより郊外からも多くの人々が集まることが期待されています。そのため、大規模複合店舗の進出の影響を受けている、小規模な商店や地域の商店街の活性化が課題となっています。



草加せんべい（草加市）



鋳物工場（川口市）

(2) 地域を活性化する交流機能の充実

本圏域が東京への通勤者が多い生活都市という性格を強めるにつれ、都市生活の魅力を高めることが一層求められるようになりました。そのような魅力の一つに、地域で多様な交流が楽しめることが挙げられます。

交流の深まりは、地域への愛着や市民文化の深まりをもたらし、これらを通じて高齢社会に重視される「生きがい」発見など、多様な効果を生み出します。また、さまざまな消費活動の活発化など経済面の効果も期待できます。

本圏域は、東京外かく環状道路などの広域幹線道路や、南北方向の鉄道が充実するなど、立地条件に恵まれているほか、自然的資源、人的資源にも恵まれています。今後は、圏域の資源を活用した文化・レクリエーション活動の振興、余暇活動の場の整備、楽しみを求める感覚に応える商業機能の充実を図るとともに、長年の懸案である東西方向の交通の一層の充実を進めるなど、多様な交流を生み出す条件や基盤を多方面にわたって整備していくことが必要です。

(3) 安全性、快適性の向上と環境との調和

人口密度が高く、成熟した市街地が広がる本圏域では、都市の安全性や快適性の向上についても住民の強い要望があります。環境を重視する機運の高まりから、自然環境と調和した環境負荷の少ない都市づくりについても意識が高まっています。特に荒川をはじめとした豊かな水資源や緑を活かした、安全で快適な地域を形成することが求められています。

また、市民の生活圏域は市域を越えて広がっていること、大規模災害対策や環境問題などは単独の自治体の対応では困難なことなどから、これらの問題については広域的な観点からその水準を高めていくことが求められます。特に災害対策については、平成23(2011)年の東日本大震災を教訓とし、様々な分野における想定を行うことも課題となります。

災害への備え、身近な公共交通の充実、清潔な生活環境の整備や資源循環型社会形成など、都市の安全性や快適性、環境との調和に着目した都市整備を進めていくことが重要となっています。



花ロード美女木（戸田市）

（４）安心して暮らせる生活の場づくり

圏域の人口構造の特性からして、子育て世代や共働き世帯が安心して暮らせることが重要な課題となっています。また、生涯学習やコミュニティ活動の場の充実、雇用や保健・医療の対策の向上など、いきいきとした高齢期をすごせる環境づくりも求められています。

全国的に人口減少・少子高齢社会といわれるなか、圏域においても爆発的な人口増加がおさまり、高齢化が進んでいることから、成熟社会にふさわしい社会資本・社会的サービスの整備を進める時期であり、これらを通じて定住条件を高めることは構成市共通の課題でもあります。

そのため、市民団体や民間事業者等との連携などにより、保健・医療・福祉や教育など社会的サービスの質の向上を図ることが求められます。

（５）成熟した市民意識に応える主体的まちづくり活動の支援

生活都市としての魅力向上を図るには、そこに暮らす人々の望むライフスタイルをその地域で充足できるようにする、多様な機会やサービスの充実が不可欠ですが、これらを活用して行う市民の主体的な活動の活性化も同時に重要です。

地域社会を基盤とするコミュニティ、あるいは、個人の関心で結ばれたテーマ・コミュニティなどの主体的なまちづくり活動の活性化を促すことは、人々の参加気運や地域への関心を高め、定住意向の上昇にも通じると考えられます。

そのため、NPOやボランティアグループなどまちづくり等に関わる活動主体と行政の交流や連携、活動に対する支援を充実していくことが必要です。

従来から地域づくりに役割を果たしてきた町会等の組織とNPOやボランティアグループ等との交流を促し、地域によるまちづくり活動の活性化を図ることも考えていく必要があります。



蕨本陣跡（蕨市）

(6) 連携強化を可能とする広域行政体制の構築

地方分権の進展に伴い、地方自治体が「自己決定・自己責任」による行政運営を進めるなかで、求められる行政サービスは、量的には増大し質的には高度化が進んでいます。社会経済情勢が厳しいなかで、限られた財源をもとに行政運営を効率的、効果的に行うために、各市が持ちうる資源を有効に利用し合う広域行政の重要度がさらに増しています。そのため、本圏域の広域連携を図るには、施策立案段階からの緊密な情報交換、連携が必要であり、これを可能とする広域行政体制を構築する必要があります。



戸田橋花火大会（戸田市）



宿場まつり（蕨市）

本論

第1章 圏域の将来像と基本目標

本圏域がめざすべき将来の姿と基本目標を次のとおり掲げます。

圏域の将来像

市民一人ひとりが
多様なライフスタイルを実現しながら、
それらが共鳴しあって
独自の生活文化を発信するまち

基本目標

一歩先を行く都市圏の創造

第2章 広域連携の基本方向

1 主体的な市民活動を支える

心の豊かさや自分自身の価値観、ライフスタイルを大切にする時代となって、レジャー・レクリエーションのみならず、生涯学習活動への関心が高まっています。また、情報化や国際化、環境に対する意識の高まりなどの時代潮流により、このような活動のテーマや方法も広範、多様になっています。

そのため、心の豊かさをもたらす市民のさまざまな活動が活発に行われるよう、各市の資源、施設を圏域共通のものとして生かしながら、多様な活動機会や青少年の豊かな育ちの場、学びの場を広げていきます。

また、NPOや各種ボランティアグループなどの活動の社会的役割や関心が高まっていることから、圏域のボランティア情報の共有と発信等を図り、これらの主体的な活動を支援していきます。

施策の大綱

(1) 生活の質の向上

圏域住民がレジャー・レクリエーションや生涯学習を身近に、便利に楽しめるよう、関連施設や事業の相互利用を拡充します。

また、青少年の健全な育成のために、施設の相互利用や圏域で共通する事業の共同化を進めるとともに、参加体験型の科学館であるサイエンスワールドや展示施設等を有するSKIPシティ*の活用等を図ります。

(2) 市民の活動環境の向上

ボランティア活動など市民の主体的活動への参加意欲に応えるため、ボランティア団体等のネットワーク形成の支援やボランティア情報の収集・発信を充実します。

*SKIPシティ：中小企業の振興と映像産業を核とした次世代産業の導入・集積を図るために、民間活力を導入して整備された新たな産業拠点。産業技術総合センター、生活科学センター、サイエンスワールドの3つの行政施設や展示見学施設(映像ミュージアム)・映像ホールなどからなる県映像関連施設のほか、NHKアーカイブス、早稲田大学川口芸術学校などからなる。平成15(2003)年2月にオープンした。なお、SKIPとは Saitama Kawaguchi Intelligent Park の略。

2 安心で、安全・快適な生活都市圏を創る

暮らしの安心、生命の安全は圏域住民の共通した願いであると言えます。

安心して暮らすためには、ライフステージに応じて、必要な福祉サービスを適切に受けられるようにすることが欠かせません。生活様式の多様化、核家族、単身者の増加など家族のあり方が変わるなかで、圏域にある施設、資源、サービスを共有して多様な福祉のニーズに答えていきます。同時に、保健や医療のサービス向上を図ります。

また、東日本大震災に代表される大規模な震災、台風やゲリラ豪雨による風水害などの災害や事故は、市域を超えて住民の生命、財産に大きな影響を与えることから、広域的な連携による対策がきわめて重要な課題であり、その仕組みをより充実させていきます。

さらに、環境に対する負荷の小さい循環型社会の形成、誰もが暮らしやすいユニバーサルデザインの普及に向けて、広域的な連携のもとに取り組みを図り、よりよい環境づくりを効果的に進めます。

施策の大綱

(1) 生涯にわたる安心

高齢者や障がい者、保育等の施設やサービスの利用をより便利なもの、身近なものとするため、広域的な利用に向けた仕組みの整備を進めます。

また、健康や保健・医療に関わる既存の事業・仕組みを広域的に活用、整備し、圏域全体の保健・医療面の向上を図ります。

(2) 暮らしの安全

大規模な災害にも対応できる安全な圏域づくりに向けて、防災意識向上のための活動、災害発生時の迅速な救助と応急的な復旧のための相互支援体制などを充実します。

(3) よりよい環境の継承

資源循環型の圏域づくりを進めるため、ごみ処理等について協調、連携を強めます。また、圏域で連携した環境汚染対策の展開、環境美化活動を推進します。

3 新しい都市機能を高める

地域に根ざした産業が活発であるということは、経済面だけでなく、産業活動に起因する情報や人の交流が活性化し、都市の活力となるという点で重要です。そのため、各種の産業、技術のこれまでの集積を生かしつつ、新しい展望が拓けるよう、技術力を持つ事業者が誕生する条件整備を進め、産業面での機能充実を図ります。

同時に、SKIPシティや埼玉高速鉄道などの資源を活かして、人や情報の交流の活性化を図り、圏域ならではの都市魅力を高めます。

また、産業集積や情報・人材の交流の基礎となる圏域内交通体系の向上を図ります。

施策の大綱

(1) 都市魅力の向上

それぞれに独自の技術やノウハウを持つ事業所が数多く立地している特性を生かし、新しいビジネスの開拓をめざした企業間の交流活動を促進します。

また、SKIPシティを活用し、広域的な交流を活発化します。

(2) 多様な交流を支える交通体系の充実

広い圏域内を誰もが気軽に行き来できるよう、身近な交通ネットワークを形成します。また、圏域の東西を結ぶ道路体系の充実を図ります。

4 広域連携・協力体制を充実する

広域連携による施策・事業を効果的、効率的に進めるには、構成市間で様々な情報を共有することが不可欠です。

そのため、情報交流の基盤となる高度情報通信ネットワークをさらに有効に利用した取り組みを進めるとともに、圏域住民に身近で便利な行政情報サービスを展開します。

また、市民に身近な公共施設の利便性向上と広域行政のメリットである圏域住民の選択肢の拡大を図るため、各市公共施設の利用について、本圏域を一体としてとらえ、各市の市民が同様の条件で利用できるよう、改善を図ります。

さらに、広域行政を円滑に推進し、本計画の達成を図るため、構成市間の連携・協力関係の一層の緊密化を図るとともに、広域行政の調整機関としての埼玉県南4市まちづくり協議会の役割を明確にし、組織体制の充実、圏域住民への広報活動を充実します。

施策の大綱

(1) 情報ネットワークの整備

構成市間の高度情報通信ネットワーク整備の推進体制の確立と、情報ネットワークを活用した広域行政サービスの展開を図ります。

(2) 公共施設等の広域利用体制の整備

各種公共施設について、各市市民と圏域内他市住民が同様の条件で利用できるよう、制度の改善を進めます。

(3) 連携・協力体制の充実

構成市の緊密な協力関係をさらに充実するため、人的交流を深めるとともに、職員の資質向上に協力して取り組みます。

また、広域行政のさらなる推進と本計画の達成のため、埼玉県南4市まちづくり協議会の組織体制を見直すとともに、本協議会とその活動内容について、圏域住民への周知を図ります。

第3章 ニューコロナ・アクションプラン

1 基本的な考え方

ニューコロナ・アクションプランは、構成市が連携、協力して進める広域行政としての取り組みを具体的に掲げるものです。

アクションプランの策定にあたっては、「圏域住民に直接提供されるサービスの向上」を重視し、

- ①より多くの選択肢を圏域住民に提供する
- ②より高度なサービスを圏域住民に提供する
- ③より効果的に、効率的に行政が事業を実施する

の3つの観点から事業を構築しました。

このアクションプランの計画期間は、平成 24(2012)年度～平成 33(2021)年度の10年間とし、社会情勢の変化に応じ、適宜、見直しを行うこととします。

2 施策体系

圏域の将来像

市民一人ひとりが多様なライフスタイルを実現しながら、
それらが共鳴しあって、独自の生活文化を発信するまち

基本目標

一歩先を行く都市圏の創造

基本方向 1 主体的な市民活動を支える

- 1) 生活の質の向上
 - ①交流・イベント・レクリエーション
 - ②生涯学習活動
 - ③青少年の育成
- 2) 市民の活動環境の向上
 - ①ボランティア

基本方向 2 安心して、安全・快適な 生活都市圏を創る

- 1) 生涯にわたる安心
 - ①保健・医療
 - ②福祉
- 2) 暮らしの安全
 - ①防災
 - ②ユニバーサルデザイン
- 3) よりよい環境の継承
 - ①ごみ問題
 - ②環境対策

基本方向 3 新しい都市機能を高める

- 1) 都市魅力の向上
 - ①産業振興
 - ②新たな魅力の創造
- 2) 多様な交流を支える交通体系の充実
 - ①道路・交通

基本方向 4 広域連携・協力体制を充実する

- 1) 情報ネットワークの整備
 - ①高度情報通信ネットワーク
- 2) 公共施設等の広域利用体制の整備
 - ①公共施設利用の改善
- 3) 連携・協力体制の充実
 - ①人的交流
 - ②協議会運営

3 施策展開

(1) 主体的な市民活動を支える

1) 生活の質の向上

①交流・イベント・レクリエーション

圏域には余暇時間を豊かに過ごす様々な場や機会がありますが、より一層、身近に利用しやすい場や機会を提供するために、構成市の保養施設を圏域住民に共通の資源として活用を図ります。

また、昭和 62(1987)年から続いている県南 4 市スポーツ交歓大会は、圏域のスポーツ団体の交流の場として親しまれていますが、圏域住民の交流の場としてさらに魅力的なものとなるよう、内容の見直しを進めます。

❖ 具体的な取り組み ❖

①-1 保養施設の相互利用

各市の保養施設を圏域内各市住民に周知し、利用機会の拡充を図ります。

①-2 スポーツ交歓大会の内容の見直し

スポーツ交歓大会事業が魅力的なものになるよう、各市のスポーツイベントをプログラムに取り入れるなど、内容の見直しをします。



国際ハープフェスティバル（草加市）

②生涯学習活動

本圏域では昭和 63(1988)年に図書館相互利用制度を設け、図書館の相互利用を開始しました。しかし、生涯学習活動に対する高まる関心に的確に responding していくには、図書館のみならず、さまざまな関連施設を活用し、多くの選択肢を提供することが必要となっています。

そのため、生涯学習活動に重要な図書館、スポーツ施設、公民館などがより身近になるよう、また、関心や活動内容に応じて利用施設を選ぶことができるよう、施設や事業の広域利用を図ります。

❖ 具体的な取り組み ❖

②-1 図書館相互利用の周知

相互利用の仕組みをより活用するため、相互利用制度及び県の図書検索システムの周知を進めます。

②-2 スポーツ施設の相互利用

各市のスポーツ施設を圏域内他市住民が同じ条件で利用できるようにします。

②-3 公民館で行われる講座・事業の参加機会の拡充

出前講座、スポーツ講座、体験教室等さまざまな生涯学習メニューを提供するため、各市の公民館事業の情報を広く圏域全体に提供し、参加機会を拡充します。

③青少年の育成

少子化、核家族化等によって、地域ぐるみで青少年の健やかな成育のための場を提供していくことが求められています。そのため、構成市の青少年向け施設等を活用して、幅広く学びの場を提供するとともに、圏域全体の学校教育の向上をめざした広域的な取り組みを進めます。

❖ 具体的な取り組み ❖

③-1 青少年の県外活動施設の相互利用

「自然の家」など、県外にある各市の青少年向け活動施設を圏域内他市の団体が同じ条件で利用できるようにします。

③-2 教職員の研修事業の共同開催

各市がそれぞれに実施している教職員研修の内容の充実、事業の効率化を図るため、研修事業を共同で開催します。

③-3 SKIPシティの活用

映像文化拠点であるSKIPシティを生かした、映像制作などを体験的に学ぶ機会の創出、学校教材としての活用などに向けて、協力を進めます。

2) 市民の活動環境の向上

① ボランティア

市民主体、地域主体のまちづくりへの関心が高まり、圏域においても多彩なテーマのもとにグループ・団体が活動し、市域を超えた連携、協力や情報交換なども進められています。

市民と行政との協働が幅広い分野で重視されるようになってきていること、市民の社会的な活動への参加意欲が高まっていることから、今後は、市民の主体的な活動への支援を、広域行政の観点からも推進していくことが必要です。

そのため、市民活動拠点の形成およびネットワーク化を図り、市民活動に関連する情報の共有と提供を進め、人材の募集や様々な活動を広域的に行えるようにします。

❖ 具体的な取り組み ❖

①-1 ボランティア活動拠点の活用と支援

各市の市民活動へのサポートセンターなど既存のボランティアやNPOの活動拠点を活用し、それらのネットワーク化を進め、圏域住民への情報提供や団体間の交流機会の創出、幅広い人材の確保を図ります。



融合と発展の像（戸田市）

(2) 安心で、安全・快適な生活都市圏を創る

1) 生涯にわたる安心

①保健・医療

食生活やライフスタイル、都市環境の変化や高齢化などにより、生活習慣病やがん、アレルギーなどの疾病が増加しており、健康の自己管理や適切な医療サービスへのアクセスが重要となっています。

そのため、各市で行われている健康相談等の事業を広域的な利用に供し、健康の維持、自己管理を促す健康教育の充実を図ります。

また、圏域住民の要望の高い医療の充実に対応するため、民間救急サービスの質の向上に向けた取り組みを図ります。

❖ 具体的な取り組み ❖

①ー1 健康教育の講座等の相互利用

各市で実施している健康講座や健康相談を圏域内各市住民が利用できるようにします。

①ー2 民間救急サービス事業者資格講習会の共同開催

民間救急サービス事業者への講習会を効率的に実施するため、共同で実施します。



健康サポート教室（草加市）

②福祉

核家族化や共働き家庭の増加などを背景に、これまで家族が担う部分が大きかった高齢者や障がい者の支援、子育てを「社会で補完的に支援」する必要性が高まっており、圏域住民からも、高齢者福祉の分野を中心に、広域的な福祉サービスの充実に対して高い期待が示されています。

そのため、高齢者の介護等に関わる施設の相互利用や関連情報の共有を進めるとともに、一つの市では需要が小さいために設立、運営が困難な障がい者の自立や療育を支援する施設等について、広域連携による整備、充実を図り、誰もが安心して暮らせる都市圏づくりを進めます。

また、保育所やファミリー・サポートセンターなど子育て支援サービスが、市域を超えて利用しやすくなるよう、仕組みを整備し、子育て支援の充実を図ります。

❖ 具体的な取り組み ❖

②-1 老人介護支援センター及び地域包括支援センターの連携

高齢者の介護に関わる相談センターである老人介護支援センターや地域包括支援センターが連携し、情報を共有することで、相談者に適切なアドバイスを行えるようにします。

②-2 障がい者福祉施設の整備

障がい者の自立支援や療育のための施設の整備を連携して行います。

②-3 児童館についての広域的な情報提供

各市の児童館の行事や利用方法等についての情報を広く圏域全体に提供し、利用機会の拡充を図ります。

②-4 各種子育て支援サービスの広域的な利用を可能とする制度の整備

圏域内他市に通勤地のある圏域住民が、通勤先の市の子育てサービス(保育所、ファミリー・サポート・センター等)を利用する際の手続きなどを簡素化します。

2) 暮らしの安全

①防災

埼玉県南4市まちづくり協議会では、避難場所相互利用協定(平成4(1992)年締結)の周知や、災害時における相互応援協定(平成8(1996)年締結)、さらにはインターネット上に防災情報マップを掲載(平成19(2007)年)するなど広域防災体制の整備を進めてきました。

今後も、これら協定の充実と周知、防災意識の向上のための各種啓発活動などを通じ、防災面の向上を図り、広域的な協力体制のもとで、災害に強い圏域づくりを進めます。

❖ 具体的な取り組み ❖

①-1 避難場所相互利用協定の周知活動

相互利用協定に基づく避難場所の掲示板の整備や、インターネットにより圏域全体の避難場所情報を提供します。

①-2 防災に関わる啓発活動

合同防災訓練の実施や、市民向けの災害時行動マニュアルの作成など、防災に関わる啓発活動を共同して行います。

①-3 災害時における相互応援協定の充実

大規模な災害や事故などに備え、災害時における相互応援協定の内容を充実します。

①-4 広域防災計画の策定

本圏域の地理的、社会的条件等に立脚した広域防災計画を策定し、構成市が共同して実施する防災対策の指針とします。

②ユニバーサルデザイン

ユニバーサルデザインとは、身体的能力や性別、年齢、言語、文化など様々な違いを超えて、誰もが使いやすいよう工夫されたデザインのことで、近年はまちづくりにおいてもユニバーサルデザインの導入が進められています。

圏域の誰もが安全に暮らせるよう、各市が協調してユニバーサルデザインによるまちづくりの推進を図ります。

❖ 具体的な取り組み ❖

②-1 ユニバーサルデザインについての取り組みの連携

ユニバーサルデザインの普及を図るための取り組みを連携して行っていきます。

3) よりよい環境の継承

①ごみ問題

ごみの減量、資源化は、住民一人ひとりの実践が求められる、最も身近な地球環境問題の対策であり、住民と行政の協働により、また、より広域的に一致して取り組むことにより、高い成果をあげることが必要となっています。

そのため、ごみの減量、資源化に関わる意識啓発活動や、効率的な再利用の仕組みづくりに向けた分別品目の共通化など、ごみ問題についての対策を広域的に協力して展開し、資源循環型の圏域づくりを進めます。

❖ 具体的な取り組み ❖

①-1 啓発活動の連携、協力

廃棄物、ごみ減量についての啓発活動を共同で行い、効果を高めます。

①-2 ごみ分別品目の共通化

資源化の促進を図るため、分別品目を共通化します。

①-3 粗大ごみ、一般家庭ごみの処理の協調

粗大ごみの徴収額等や、一般家庭ごみ処理のあり方について協調を図り、ごみ減量を促進するとともに、越境ごみおよび不法投棄の発生防止を図ります。

②環境対策

豊かな水辺と緑に恵まれた圏域の環境を、よりよい状態で次世代に引き継いでいかなくてはなりません。

そのため、環境美化活動の推進や、大気や水質など環境に関わる種々のデータの共有、連携による環境対策の展開等に取り組み、美しい環境に包まれた圏域の形成を効果的に進めていきます。

❖ 具体的な取り組み ❖

②-1 合同街並みクリーン作戦の展開

各市でそれぞれに行っている「クリーン作戦(地域ぐるみの清掃活動)」を同日に一斉に開催し、効果を高めます。

②-2 環境対策の連携

各市でそれぞれ観測している環境データ(大気、水質など)をホームページ等を通じて圏域住民に周知し、意識や関心を高めるとともに、汚染対策などについて共同で検討します。

②-3 各市環境基本計画における施策の協調

各市がそれぞれ策定する環境基本計画に、広域的な視点から重要な取り組みを共通して盛り込み、施策の協調を図ります。

(3) 新しい都市機能を高める

1) 都市魅力の向上

①産業振興

本圏域が独自の魅力をもった都市圏として発展するためには、製造業をはじめ多くの企業集積を生かしながら、これからの時代にふさわしい産業面での機能を発揮していくことも重要です。

そのため、圏域の企業がネットワークを形成し、それぞれの技術やノウハウを相互に提供して新たなビジネスを開拓できるよう、企業間の交流促進を図ります。

❖ 具体的な取り組み ❖

①-1 企業ネットワークの形成

各市の産業団体、関連機関(商工会議所・商工会、川口産業振興公社等)とも連携しながら、地域の多様な企業の交流を支援し、生産、販売の協力、新技術・新製品や新たなビジネスの開発等を促進します。

②新たな魅力の創造

本圏域の魅力向上には、個性ある生活文化の創造、醸成も重要であり、その契機となるような場を圏域に創りだすことが求められます。

そのため、多様な機能、施設を有し、人材や情報の集まるSKIPシティを生かし、新たな交流拠点として広域的に活用していきます。

❖ 具体的な取り組み ❖

②-1 SKIPシティの活用

SKIPシティに立地する民間施設や専門学校、科学館等を生かし、映像文化、映像産業を軸に人が集まり、交流する新しい魅力を持つ拠点として、広域的な活用を図ります。



SKIPシティ（川口市）

2) 多様な交流を支える交通体系の充実

①道路・交通

圏域の交流と発展のために、域内の交通を便利にすることが大きな課題となっています。

各市のコミュニティバス事業の活用により、住民の利用しやすい圏域内交通の充実を図るとともに、圏域の東西を結ぶ道路体系の充実のため、各市の協調を図るなどにより、交通体系を充実します。

❖ 具体的な取り組み ❖

①ー1 コミュニティバス事業の連携

コミュニティバスの乗り換え接続などの方法により、身近な圏域内交通を確保し、利便性や一体性の向上を図ります。

①ー2 東西系道路整備のための広域的な指針の確立

東西を結ぶ道路体系を充実するため、広域的な観点に立った道路整備の指針を定め、各市の計画に反映します。



コミュニティバス「ぷらっとわらび」(巖市)

(4) 広域連携・協力体制を充実する

1) 情報ネットワークの整備

①高度情報通信ネットワーク

広域行政サービスの拡大、向上と圏域住民の交流活性化のためには、様々な情報を圏域全体で共有し、受発信できる体制を整備することが不可欠です。そのためのインターネット等の高度情報通信ネットワークの効果的な利用体制づくりを進めます。

❖ 具体的な取り組み ❖

①-1 情報化推進体制の整備

電子自治体や統合GIS(地理情報システム)、その他日々急速に進歩する情報化への対応を着実に進めるため、構成市関係者による検討・協議の場を設定します。

①-2 情報ネットワーク整備の協調

高度情報通信ネットワークを利用して、公共施設や保健・医療機関の情報検索や各種申し込み手続きなど、さまざまな広域行政サービスの利用や申込をすることが可能となるよう利用体制づくりを進めます。



荒川フラワーベルト (川口市)

2) 公共施設等の広域利用体制の整備

①公共施設利用の改善

圏域住民の生活利便性を向上し、選択肢の拡大を図るため、構成市の各種公共施設等が圏域住民の共通のものとして活用されるよう、利用料・使用料の見直しや手続きの簡素化を進めます。

❖ 具体的な取り組み ❖

①-1 各種公共施設利用における料金の見直し

各市のホール・会館や駐輪場等の公共施設を、圏域内他市住民が同じ条件で利用できるようにします。

①-2 利用手続きの簡素化

住民団体等の他市の施設見学や講座の申し込み手続きの簡素化を図ります。



戸田ボートコース（戸田市）

3) 連携・協力体制の充実

①人的交流

これまでも埼玉県南4市まちづくり協議会ではさまざまな事業に取り組んできましたが、圏域住民のニーズに応える広域行政を展開するためには、各市各部門における連携、協調のさらなる充実が求められます。

そのため、構成市共同による職員研修の実施、構成市間での人的交流などを通じて、情報やノウハウの共有を図り、円滑で強力な広域行政の基礎とします。

❖ 具体的な取り組み ❖

①-1 人的交流の推進

各市間の人事交流、共同の職員研修、情報交換・親睦交流の場などを設け、人的な交流を深めます。

②協議会運営

まちづくりにおける広域的な課題に対処するために、また、圏域各市が共通して抱える課題に効果的、効率的に対応するために、広域行政を的確に進めることが改めて重要となっています。

そのため、広域行政の着実な展開をめざし、埼玉県南4市まちづくり協議会がその調整機関として役割を発揮するよう、あり方を見直すとともに、本計画の推進のため、施策・事業の実施体制について見直しを行います。

さらに、本協議会とその活動の周知および圏域住民の意向把握のため、広報広聴活動を充実します。

❖ 具体的な取り組み ❖

②-1 協議会のあり方の検討

広域行政の調整機関として役割を発揮するよう、組織体制、運営のあり方などを見直します。

②-2 専門部会の活動の見直し

協議会の活動や事業が圏域住民のニーズに即した内容となるよう、専門部会の活動内容を見直します。

また、圏域住民との協働による広域行政を推進するため、市民交流部会の設置検討など、専門部会の編成を見直します。

②-3 埼玉県南4市まちづくり協議会の周知

協議会のホームページや各市の広報紙を活用して、協議会やその事業、活動のPRを行います。

資料

1 埼玉県南4市まちづくり協議会規約

（目的及び設置）

第1条 埼玉県南4市に共通する広域的な行政課題について協議し、魅力ある未来都市の建設をめざすことを目的として、埼玉県南4市まちづくり協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（組 織）

第2条 協議会は、川口市、草加市、蕨市、戸田市（以下「構成市」という。）をもって組織する。

（事 業）

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）広域行政計画の策定と推進
- （2）広域行政に関する情報の交換及び協議
- （3）その他協議会の目的達成に必要な事業

（役 員）

第4条 協議会に次の役員を置く。

- （1）会長 1名
 - （2）副会長 3名
 - （3）監事 2名
- 2 会長は、構成市の市長の互選によりこれを定める。
 - 3 副会長は、会長の属する構成市以外の市長をもってこれに充てる。
 - 4 監事は、構成市の副市長のうちから総会の承認を得て会長が委嘱する。

（役員職務）

第5条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する副会長がその職務を代理する。
- 3 監事は、協議会の会計を監査する。

（役員任期）

第6条 役員任期は、1年とする。

- 2 役員が任期中に交代した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（顧 問）

第7条 協議会に顧問を置く。

- 2 顧問は、構成市の市議会議長をもってこれに充てる。

（相談役）

第8条 協議会に、相談役を置くことができる。

- 2 相談役は、広域行政に関し知識経験を有する者のうちから、総会の承認を得て会長が委嘱する。

（会 議）

第9条 協議会の会議は、定期総会及び臨時総会とし、会長が招集する。

- 2 定期総会は年1回招集し、臨時総会は会長が必要と認めるときに招集する。

3 会長は、会議の議長となる。

(会議の付議事項)

- 第10条 総会の付議すべき事項は、次のとおりとする。
- (1) 規約の制定及び改廃並びに役員に関すること。
 - (2) 事業計画に関すること。
 - (3) 予算及び決算に関すること。
 - (4) その他協議会の重要事項に関すること。

(幹事会)

- 第11条 構成市の企画担当部長及び課長で組織する幹事会を置く。
- 2 幹事会は、次の事項を所掌する。
 - (1) 協議会の会議に付議すべき事項の調整に関すること。
 - (2) 協議会の事務の処理に関すること。
 - (3) 会長が特に命ずる事項に関すること。
 - 3 幹事会に幹事長を置き、会長が属する構成市の企画担当部長をもってこれに充てる。
 - 4 幹事会は、幹事長がこれを招集する。
 - 5 幹事会は、関係者の出席を求めて意見を聞くことができる。

(専門部会)

- 第12条 協議会に専門部会を置くことができる。
- 2 専門部会の組織及び運営等について必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

- 第13条 協議会に事務局を置き、会長の属する構成市が担任する。

(経費)

- 第14条 協議会の運営に必要な経費は、負担金、特別負担金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

- 第15条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(委任)

- 第16条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、昭和58年11月5日から施行する。ただし、第13条及び第14条の規定は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成4年6月5日から施行する。

附 則

この規約は、平成19年4月24日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年10月11日から施行する。

2 埼玉県南4市まちづくり協議会規程 及び要綱

① 埼玉県南4市まちづくり協議会幹事会設置規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、埼玉県南4市まちづくり協議会規約第11条の規定に基づき、幹事会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織等)

第2条 埼玉県南4市まちづくり協議会（以下「協議会」という。）に幹事会を置く。
2 幹事会は、構成市の企画担当部長及び課長の職にある者をもって組織する。

(所掌事務)

第3条 幹事会において所掌する事務は次のとおりとする。
(1) 協議会の会議に付議すべき事項の調整に関する事。
(2) 協議会の事務の処理に関する事。
(3) 会長が特に命ずる事項についての調査審議に関する事。

(幹事長)

第4条 幹事会に幹事長を置き、会長市の幹事をもってこれに充てる。
2 幹事長は、幹事会を代表し、会議を統括する。

(招 集)

第5条 幹事会は、必要に応じて幹事長がこれを招集する。

(代理出席)

第6条 幹事は、やむを得ない事情により幹事会に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

(会 議)

第7条 幹事長は、会議の議長となる。
2 幹事長は、必要があると認める場合には関係職員を出席させることができる。

(庶 務)

第8条 幹事会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

附 則

この規程は、平成4年6月5日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年10月11日から施行する。

② 埼玉県南4市まちづくり協議会専門部会設置規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、埼玉県南4市まちづくり協議会規約第12条の規定に基づき、専門部会の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(組織等)

第2条 埼玉県南4市まちづくり協議会（以下「協議会」という。）に専門部会（以下「部会」という。）を置く。

2 部会は、次条の所掌事務に関連する構成市の主管部課長及び部会長の所属する構成市の企画担当部課長をもって組織する。

(所掌事務)

第3条 部会は、協議会の決定に基づき、広域行政に係る特定の事項について調査研究等を行う。

(部会長及び副部会長)

第4条 各部会に部会長及び副部会長各1人を置き、部会員の互選により決定する。

2 部会長は、部会を代表し、会議を統括する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、会議を統括する。

4 部会長及び副部会長の任期は、2年とする。

(招 集)

第5条 部会は、必要に応じて部会長がこれを招集する。

(代理出席)

第6条 部会員は、やむを得ない事情により部会に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

(会 議)

第7条 部会長は、会議の議長となる。

2 部会は、必要があると認める場合には関係職員を出席させることができる。

(庶 務)

第8条 各部会の庶務は、部会長の所属する構成市において処理する。

附 則

この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成4年6月5日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年10月11日から施行する。

③ 埼玉県南4市まちづくり協議会 地域情報化推進連絡会議設置要綱

(名称)

第1条 本会は、埼玉県南4市まちづくり協議会地域情報化推進連絡会議（以下「連絡会議」という。）と称する。

(設置目的)

第2条 埼玉県南4市まちづくり協議会（以下「協議会」という。）の地域情報化基本計画策定と実施を円滑に行うこと、及び協議会を構成している市（以下「構成市」という。）の区域（以下「圏域」という。）住民の生活の向上及び圏域の振興等に資することを目的とする。

(所掌事務)

第3条 連絡会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 埼玉県南4市地域情報化推進計画の実施に関すること。
- (2) 協議会の構成市における事務事業の連絡調整に関すること。
- (3) 圏域住民の生活の向上及び圏域の振興等に関する情報の収集、調査研究に関すること。
- (4) 圏域住民の生活の向上及び圏域の振興等に関する事業の実施に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事務に関すること。

(組織)

第4条 連絡会議は、協議会の幹事会が指名する委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第5条 連絡会議は、委員の互選により会長及び副会長を選任する。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 連絡会議は必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議に必要なときは、関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 連絡会議の庶務は、構成市のうち、連絡会議を主管する企画担当課及び協議会事務局に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成8年9月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年10月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年10月11日から施行する。

④ 埼玉県南4市まちづくり協議会広域連携事業基金要綱

(設置目的)

第1条 埼玉県南4市まちづくり協議会（以下「協議会」という。）の広域連携に係る臨時的な事業の財源に充てるため、協議会広域連携事業等基金を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積立てる額は、歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める。

(管 理)

第3条 基金に関する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、この基金に編入するものとする。

(処 分)

第5条 基金は、協議会の総意により、その全部または一部を処分することができる。

(委 任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は会長が別に定める。

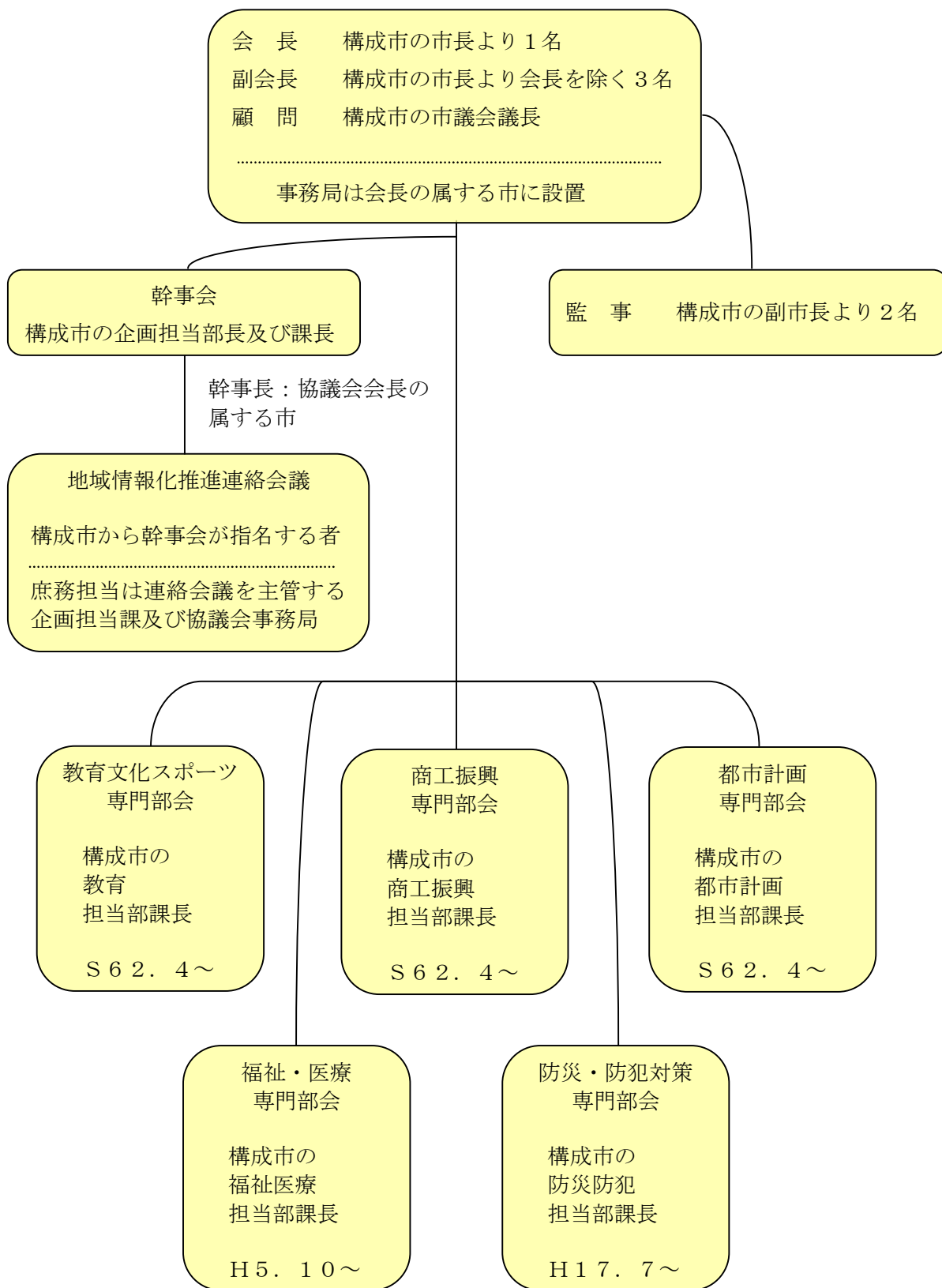
附 則

この要綱は、平成16年4月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年10月11日から施行する。

3 埼玉県南4市まちづくり協議会組織図



4 埼玉県南4市まちづくり協議会の歩み

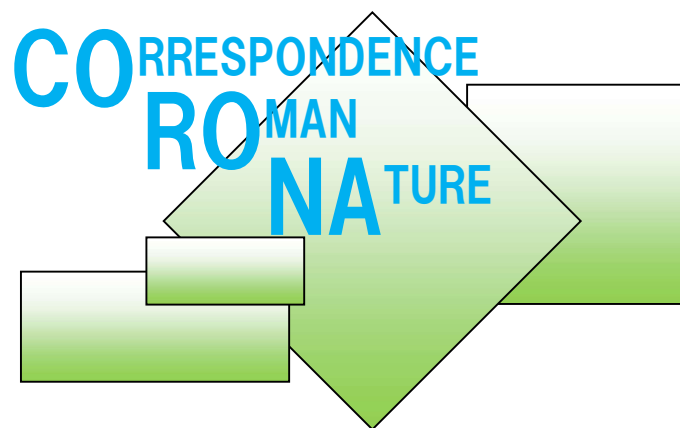
昭和58年	1月	埼玉県南5市まちづくり協議会設立
昭和59年	7月	基本構想策定委員会発足
昭和60年	3月	埼玉県南5市基本構想策定
昭和61年	3月	埼玉県南5市基本計画策定
	5月	21世紀フォーラム後援(埼玉総合研究機構主催)
昭和62年	2月	埼玉県南5市サミット開催(蕨市)
	4月	専門部会発足 ・教育文化スポーツ専門部会・交通対策専門部会・商工振興専門部会 ・災害対策専門部会・都市計画専門部会
	7月	第1回県南5市サンパレード(川口たたら祭り・草加市民まつり)
	9月	第1回県南5市スポーツ交歓大会開催(川口市)
	10月	全国都市緑化フェア参加(開催地：大宮市)
昭和63年	4月	県南5市図書館相互利用制度開始
	11月	第1回少年野球教室開催(戸田市ヤクルト球場)
平成 元年	8月	第1回県南5市共同物産展開催(川口たたら祭り)
平成 2年	3月	埼玉県南5市新基本計画策定
平成 3年	3月	県南5市展示パネル作成
平成 4年	3月	県南5市PRビデオ作成 県南5市都市計画図作成
	9月	避難場所相互利用協定の締結
平成 5年	3月	避難場所位置図作成
		県南5市PRパンフレット作成
	9月	協議会設立10周年記念スポーツ講演会開催(川口市)
	10月	福祉・医療専門部会を新設 都市計画、交通対策専門部会を統廃合、都市計画専門部会とする
	11月	協議会設立10周年記念「環境サミット」開催(川口市)
平成 6年	2月	産業支援フォーラム後援(埼玉県、川口市主催) 協議会設立10周年記念誌作成
平成 7年	10月	防災シンポジウム開催(草加市)情報化基本計画基礎調査実施 防災啓発リーフレット作成
平成 8年	9月	情報化推進連絡会議の設置
	10月	情報化計画懇談会の設置
	11月	拠点都市研究部会の設置
平成 9年	9月	県南5市テレピア計画の策定テレピア構想モデル地域指定
平成10年	1月	県南5市都市計画図作成
	3月	県南5市ホームページ開設
	11月	協議会設立15周年「情報化サミット」開催(戸田市)
平成12年	3月	協議会PRパンフレット作成
	5月	拠点都市研究部会を改称し、合併問題研究部会として発足 基本構想・基本計画策定委員会設置
	11月	広域行政情報ネットワークシステム稼働(動画システム)
平成13年	3月	基本構想・基本計画策定基礎調査報告書作成
	7月	合併問題研究報告書作成 合併問題研究部会を発展的に解消
平成14年	3月	埼玉県南5市まちづくり構想・ニューコロナプラン策定
平成17年	7月	災害対策専門部会を廃止し、防災・防犯対策専門部会を新設する
平成19年	4月	新ホームページ及び防災情報マップを立ち上げる
平成23年	10月	川口市と鳩ヶ谷市が合併し、「川口市」となる。これに伴い、協議会名称を「埼玉県南4市まちづくり協議会」とする。
平成24年	3月	埼玉県南4市まちづくり構想・ニューコロナプラン改訂

ニューコロナプラン（改訂）

埼玉県南4市まちづくり構想

発行日 平成24年3月

企画・発行 埼玉県南4市まちづくり協議会
事務局 川口市企画財政部総合政策課内
川口市青木2-1-1
048-258-1110（代表）



埼玉県南4市まちづくり協議会